

子育てサークル及び子育て支援団体の募集について

南九州市内において子育て中のお母さんたちが集まって自主的な活動を行う子育てサークルや、ボランティアによる子育て支援を行っている団体について登録団体を募集します。

1 登録基準

- (1) 市内において子育て支援の増進と活動を目的とした自主的な活動及び運営を行う団体であって、次に掲げる行為を行わない団体であること。
 - ア 営利を目的とした行為又はこれに類する行為
 - イ 特定個人の精神的及び経済的支援を目的とする行為
 - ウ 公序良俗に反する行為
- (2) サークル等の組織及び運営に関し、次に掲げる全ての要件を満たすこと。
 - ア サークル間等の協調と地域住民との連携を図るとともに、地域に開かれた活動を行うこと。
 - イ サークル等の代表者が市内に住所を有していること。
 - ウ サークル等の構成員の過半数が市内に住所を有していること。
 - エ 子育てサークルにあっては、乳幼児及びその保護者等で構成し、子育てに関連する活動及び地域活動を行うこと。
 - オ 子育て支援団体にあっては、子育てサークル又は本市が実施する子育て支援事業に協働する子育て支援及び地域活動を行うこと。

2 登録の手続き

- (1) 「子育てサークル等登録申請書」を福祉課へ提出してください。なお、会報や会則等がある場合は写しを添付してください。
- (2) 登録が決定したら「子育てサークル等登録通知書」を送付します。
※市内公共施設等を利用する場合は、各施設の使用申請書等に「子育てサークル等登録通知書」を添付して申請してください。

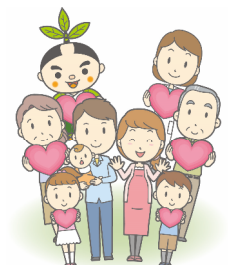
3 登録期間

1年間（4月1日から翌年3月31日までの1年間（毎年更新が必要））

※年度途中で登録する場合は、登録された日から登録された日の属する年度の3月31日まで

4 支援の内容

- (1) 市ホームページ等で、活動内容の情報発信
- (2) サークル等からの相談及び助言
- (3) 子育て支援の資料提供及び情報の提供
- (4) 市内公共施設利用の使用料の半額減免
- (5) 市内の団体との意見交換や、交流（地域子育て支援センターとの連携）



5 登録にあたっての注意

- (1) 施設を利用する際には、各施設の利用規則や取り決め、施設長の指示などに必ず従ってください。
- (2) 各施設は保育施設ではありません。子どもさんの安全には十分注意してください。
- (3) 利用後は必ず清掃を行い、使った物は元に戻すなど、きちんと整理整頓してください。
- (4) 登録申請内容に虚偽の申請があった場合や、施設の不適切な使用及び活動の実績が確認できないときは、登録を停止又は抹消する場合があります。

6 使用料の半額減免施設

- ・文化会館会議室等（颯娃，知覧，川辺）
- ・保健センター会議室等（颯娃，知覧，川辺）
- ・ちらん夢郷館会議室等
- ・陸上競技場，体育館
- ・ひまわり館
- ・霜出げんき館
- ・各地区公民館会議室等

※活動内容によっては、全額免除になるケースもありますので、各公共施設に御相談ください。

7 市ホームページ掲載イメージ

市ホームページで活動内容を紹介します。

イベント等の開催告知や、参加募集などの紹介ができますので、事前に御連絡ください。

子育てサークルのご案内

サークル名	対象	主な活動場所	日にち	会費	連絡先
<u>〇〇〇広場</u>	乳幼児と保護者	〇〇保育園	毎月 第3金曜日	無料	xx-xxxx
<u>□□サークル</u>	0～3歳児と保護者	□□公民館	不定期	無料	xx-xxxx
<u>△△サロン</u>	乳幼児と保護者	△△会館	毎月 第2水曜日	体験 500 円	xx-xxxx

◇問い合わせ先

南九州市役所福祉課児童福祉係
TEL0993-56-1111内線（4412）